**平成２８年（再イ）第２０４号**

千葉県千葉市稲毛区作草部町559番地４　ＰＯＰ　ＴＯＷＮ　ウィズ千葉公園315号

再生債務者　鈴木　伸幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月28日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（再イ）第２６号**

長野県安曇野市堀金烏川5371番地15

再生債務者　小山　大地

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月28日　長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（再イ）第５５号**

静岡県袋井市新屋３丁目５番地の27エクランⅡ202号室

再生債務者　藤井　真也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月28日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**平成２８年（再イ）第７号**

島根県大田市川合町忍原イ423番地２

再生債務者　川上似志紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月28日　松江地方裁判所出雲支部

## 司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

平成29年４月10日　日本司法書士会連合会

登　録

| 登録番号 | 氏　名 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 平成29年２月28日付 | | 東京7516 | 横窪　恵介 |
| 平成29年３月９日付 | | | |
| 東京7517 | 本橋　隼 | 東京7518 | 後藤　信義 |
| 東京7519 | 柳本　克己 | 東京7520 | 嶺岸　俊輔 |
| 東京7521 | 柳澤久美子 | 東京7522 | 柿田　孝子 |
| 東京7523 | 河野　勝也 | 東京7524 | 山下　順子 |
| 東京7525 | 須永　哲次 | 東京7526 | 佐藤想一郎 |
| 東京7527 | 樋口　泰 | 神奈川2178 | 増永　智 |
| 神奈川2180 | 香取美栄子 | 神奈川2181 | 奥津航太郎 |
| 埼玉1653 | 岡本　絵美 | 埼玉1655 | 高橋　養臣 |
| 埼玉1657 | 岸　孝幸 | 山梨 321 | 望月　忠彦 |
| 愛知2083 | 辻　学 | 愛知2084 | 渡邉祐太郎 |
| 岐阜 702 | 森　一貴 | 石川 428 | 田中　一生 |
| 兵庫2082 | 西嶋　和道 | 兵庫2083 | 荻野　永倫 |
| 兵庫2084 | 廣瀬　沙依 | 滋賀 486 | 加藤　圭 |
| 滋賀 487 | 信田　朋希 | 岡山 871 | 水田　圭宣 |
| 高知 347 | 笹倉　陽子 | | |
| 平成29年３月23日付 | | | |
| 札幌 899 | 前田　大輔 | 札幌 900 | 砂田　風太 |
| 宮城 749 | 作山　智彦 | 宮城 750 | 佐々木基浩 |
| 宮城 751 | 髙橋　修平 | 山形 427 | 會田　弘子 |
| 東京7529 | 髙橋　直規 | 東京7530 | 松尾　愛 |
| 東京7531 | 池田　侑史 | 東京7532 | 鈴木　孝之 |
| 東京7533 | 鍋島　健 | 東京7535 | 榎本　大人 |
| 東京7537 | 立島　未来 | 東京7538 | 小俣　健一 |
| 東京7540 | 下長根恭平 | 東京7541 | 渡邉　貴洋 |
| 東京7542 | 美代　直大 | 東京7544 | 野地　智樹 |
| 東京7545 | 三浦　陽爾 | 神奈川2182 | 五十嵐康成 |
| 千葉1526 | 田中　理沙 | 茨城 658 | 山中　直人 |
| 茨城 659 | 麻生　俊嗣 | 長野 802 | 木島　政広 |
| 愛知2085 | 佐藤　寿久 | 愛知2086 | 雁部有里香 |
| 愛知2087 | 山田　稔 | 岐阜 703 | 保母　佳那 |
| 大阪4569 | 雜賀　智穂 | 大阪4570 | 曽我　創児 |
| 大阪4571 | 西岡　伸介 | 大阪4572 | 田島　美江 |
| 大阪4573 | 田中　晴 | 大阪4575 | 丸山　和彦 |
| 大阪4576 | 辻本　修治 | 大阪4577 | 上原　雅子 |
| 大阪4578 | 青山　泰之 | 大阪4579 | 田渕　智之 |
| 大阪4580 | 神崎　健介 | 京都1221 | 中尾　美行 |
| 京都1222 | 林　哲司 | 京都1223 | 泉　あゆみ |
| 兵庫2085 | 藤原　修平 | 兵庫2086 | 川口　達也 |
| 兵庫2087 | 萬代　新輔 | 兵庫2088 | 井上みのり |
| 兵庫2089 | 蔭山　拓磨 | 滋賀 489 | 坂本　浩子 |
| 広島1100 | 妹尾　信哉 | 広島1102 | 三谷　淳 |
| 広島1103 | 井上　宜枝 | 香川 357 | 田中　博明 |
| 福岡1861 | 村上　裕紀 | 福岡1862 | 力久　麻美 |
| 鹿児島881 | 中山昇三郎 | 鹿児島882 | 濵川　真美 |
| 鹿児島883 | 里之園　健 | 宮崎 487 | 中園　茂 |
| 沖縄 496 | 沢紙　聖智 | | |
| 登録の取消 | | | |
| 平成29年１月10日付 | | 愛知 106 | 山本　幹一 |
| 平成29年１月23日付 | | 奈良 238 | 竹田　幸康 |
| 平成29年２月５日付 | | | |
| 埼玉 106 | 知久　金三 | 愛媛 437 | 岡野　哲雄 |
| 平成29年２月11日付 | | 佐賀 124 | 鶴　惠子 |
| 平成29年３月９日付 | | | |
| 函館　5 | 本間　新 | 東京2379 | 塩谷　時夫 |
| 東京2764 | 本間　良樹 | 神奈川790 | 加藤木　勤 |
| 大阪 863 | 神原　諭 | 山口 305 | 田代加寿男 |
| 愛媛 498 | 吉野　國明 | 愛媛 569 | 武智　典夫 |
| 宮崎 478 | 久松　康士 | 沖縄 259 | 天願　隆吉 |
| 平成29年３月23日付 | | | |
| 札幌 809 | 和田　学 | 旭川 119 | 杉村　磐 |
| 宮城 711 | 山下　淳子 | 福島 396 | 佐藤　寛弥 |
| 神奈川514 | 齊藤　光男 | 埼玉1430 | 長谷部由美子 |
| 愛知 390 | 梶田　賢司 | 愛知 734 | 廣嶌　浩一 |
| 三重 409 | 古市　明子 | 三重 551 | 櫻井菜美子 |
| 大阪1997 | 東田　智史 | 大阪4158 | 下川　英昭 |
| 京都 352 | 秋田　修 | 京都 388 | 大井　達夫 |
| 奈良 441 | 伏谷　司 | 島根 122 | 藤原　政人 |
| 愛媛 254 | 上甲　進 | 福岡 478 | 山本　眞士 |
| 熊本 317 | 甲斐　泰雄 | 宮崎 400 | 原田　茂成 |

## 弁理士登録公告

平成29年３月21日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| ３月21日 | 20953 | 沖　美絵 |
| ３月21日 | 20954 | 治田　義孝 |
| ３月21日 | 20955 | 高橋　桂太 |
| ３月21日 | 20956 | 石井　徹 |
| ３月21日 | 20957 | 山下　綾 |

登録抹消

| 年月日 | 登録番号 | 氏　名 | 事　由 |
|---|---|---|---|
| 平成29年２月12日 | 12644 | 桝井　康司 | 死亡抹消 |
| 平成29年３月６日 | 10874 | 渡邉　順之 | 〃 |
| 平成29年３月10日 | 19284 | 小林　亜子 | 申請抹消 |
| 平成29年３月14日 | 06057 | 林　孝吉 | 〃 |
| 平成29年３月15日 | 19973 | 村上　勝見 | 〃 |
| 平成29年３月15日 | 20364 | 小野　秀幸 | 〃 |

弁理士数　11,060名

（平成29年３月21日現在）

平成29年４月10日　日本弁理士会

## 特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成29年３月21日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| ３月21日 | 19631 | 村松　大輔 |

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,296名

（平成29年３月21日現在）

平成29年４月10日　日本弁理士会

## 懲戒の処分公告

札幌弁護士会が平成28年８月10日付けでなし、平成28年８月15日に効力を生じた対象弁護士に対する業務停止３月の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士

氏　名　平岩　篤郎

登録番号　34141

事務所　北海道札幌市豊平区西岡１条５丁目８－１

平岩法律事務所

2　処分の内容　業務停止６月

3　処分が効力を生じた年月日

平成29年３月21日

平成29年３月21日　日本弁護士連合会